

## 各種審査会（称号・段位・級位）の審査料・受審資格等一覧表

博多区剣道連盟事務局

昇級審査						
級位	受審資格(修業期間)	年齢又は学年	審査料	登録料(事務費含む)	合計	備考
6 級	-----	小学 1 年生相当年齢以上	2,500	500	3,000	
5 級	6 級受有後 6 カ月以上	-----	2,500	500	3,000	
4 級	5 級受有後 6 カ月以上	-----	2,500	500	3,000	
3 級	4 級受有後 6 カ月以上	小学 5 年生相当年齢以上	3,000	1,000	4,000	木刀基本 1~4
飛 3 級	-----	小学 6 年生相当年齢以上	5,000	1,000	6,000	木刀基本 1~4
2 級	3 級受有後 6 カ月以上	-----	3,000	1,000	4,000	木刀基本 1~6
1 級	2 級受有後 6 カ月以上	小学 6 年生相当年齢以上	3,000	1,000	4,000	木刀基本 1~9
飛 1 級	-----	高校生以上	6,000	1,000	7,000	木刀基本 1~9

※ 注 1. 飛 1 級は、高校生以上で受審する者のための救済措置として設ける。

※ 注 2. 飛 3 級は、小学校 6 年生相当年齢以上で受審する者のための救済措置として設ける。

※ 注 3. 5 年生以下で 5 級及び 6 級からの 3 級受審は認めない。5 年生以下は教育的見地から 6 級から順次受審すること。

※ 注 4. 受審料及び登録料は申込み時に一括して納入。(不合格時の登録料については、後日返金する。)

昇段審査										
段位	受審資格(修業年限)	年齢又は学年	学科試験	剣道形	特例 1	特例 2	受審料	登録料	事務費	備考
初段	1 級受有後 60 日以上	13 歳以上	実技と同時	太刀の形 1~3 本	1 級受有者		3,500	6,400	1,000	注 3
2 段	初段受有後 1 年以上	修業年限による	実技と同時	太刀の形 1~5 本	初段受有後 3 ヶ月	35 歳	4,000	8,500	1,000	注 3
3 段	2 段受有後 2 年以上	修業年限による	実技と同時	太刀の形 1~7 本	2 段受有後 1 年	40 歳	5,000	10,500	1,000	注 3・注 4
4 段	3 段受有後 3 年以上	修業年限による	実技と同時	太刀・小太刀の形 10 本	3 段受有後 2 年	45 歳	6,800	16,900	1,000	注 4
5 段	4 段受有後 4 年以上	修業年限による	実技と同時	太刀・小太刀の形 10 本	4 段受有後 3 年	50 歳	8,700	21,200	1,000	注 4
6 段	5 段受有後 5 年以上	修業年限による	無	太刀・小太刀の形 10 本	-----		13,500	42,000	1,000	
7 段	6 段受有後 6 年以上	修業年限による	無	太刀・小太刀の形 10 本	-----		17,000	53,500	1,000	
8 段	7 段受有後 10 年以上	満 46 歳以上	無	太刀・小太刀の形 10 本	-----		18,000	81,600	1,000	

【特例 1】全国規模の大会などで抜群の成績を収め技倆十分と認められた者。受審は 1 回限りとする。

【特例 2】国外に居住し受審することが出来なかった者。受審は 1 回限りとする。

※ 注 1. 初段~7 段に於いて、剣道形又は学科試験の不合格者は 1 年以内に 1 回のみ再受審できる。

※ 注 2. 受審申請にあたり、初段及び他支部からの転籍により受審する者は、入会金(1,000 円)及び年会費等を必要とする。

※ 注 3. 初段~3 段(高校 3 段は除く)受審者は、①受審料 ②登録料 ③事務費 ④年会費 ⑤入会金を申込時に一括納入すること。(不合格時には、①登録料 ②初段受審者の年会費及び入会金は後日返金する。)

※ 注 4. 高校 3 段~8 段受審者は、①受審料 ②事務費 ③年会費未納者は年会費を一括納入すること。

※ 注 5. 70 歳以上の登録料は半額となる。(初段~8 段)

※ 注 6. 受審にあたっては、(社)福岡県剣道連盟博多区支部(博多区剣道連盟)の登録会員であること。

称号審査								
称号	現有段位	受審資格(経過年限)	選考方法	その他	受審料	登録料	事務費	備考
錬士	6 段	6 段受有後 1 年以上	小論文提出の結果による	加盟団体の選考後、加盟 団体会長より推薦された 者。	17,000	49,300	1,000	注 1
教士	7 段	7 段受有後 2 年以上	筆記試験の結果による		20,000	70,300	1,000	
範士	8 段	8 段受有後 8 年以上	全剣連審査委員会(書類)			119,500	1,000	

※ 注 1. 錬士の称号については、5 段受有後 10 年以上経過した 60 歳以上の者は、特例として、受審できる。

※ 注 2. 錬士及び教士の称号を受審する者は、(社)福岡県剣道連盟が行う事前講習会に必ず参加すること。(受審の都度)

※ 注 3. 70 歳以上の登録料は半額となる。

※ 注 4. 受審にあたっては、(社)福岡県剣道連盟博多区支部(博多区剣道連盟)の登録会員であること。